

ファクター制度とイングランドにおけるその歴史的諸前提

上 村 能 弘

はじめに

古くは中世の地中海交易の仕組みのなかに出発点をもつファクター制度（委託荷販売制度）には、その歴史的な普及を阻むひとつの制約が存在していた。この制度は、それを利用する委託人にとっては、とりわけ、脆弱な経営・財務基盤しかもたないような委託人にとっては、委託荷代金の「前払金（advances）」を即時的に受け取れるという点で非常に有利な遠隔地通商の仕組みとなっていた。しかし、このことは受託人である委託荷販売業者にとっては、その委託荷販売業務を遂行するに当たり、当該の「前払金」を何らかのかたちで事前に準備しておく必要があったことを意味していたのであった。つまり、古代ギリシア・ローマの時代から永らく続いてきた冒険取引とまったく同様に、委託荷販売業者は、通商の“はじめ”には必ず“元手”を用意しておかなければならなかったのである。12世紀の中葉には、遠隔地通商は一部でたしかに委託荷販売というかたちをとって行われはじめた。しかし、その後、遠隔地通商の手段としての委託荷販売が広く普及をせず、したがって制度としても完成をしていかなかったのは、こうした委託荷販売業者にとっての制約がそこに存していたことによるものであったといえよう¹⁾。

このようなファクター制度の普及を歴史的に阻んできた制約は、16世紀の低地地方（the Low Countries）において、委託人と受託人が互いに債権をもちながら債務を負うという二重の関係を持

ちはじめたことを通じて、ようやく乗り越えられていくこととなっていったのであった。すなわち、商品が委託人から受託人に委託されるということ为前提に、「前払金」が委託荷販売業者の帳簿上に創造され、当該の「前払金」が引き受け信用のかたちをとって供与されることとなったのである。いまや、こうした引き受け信用に基づいて委託人によって振り出され、再び持参人払い文言をもつこととなった受託人宛ての手形が、通商にもなう債権譲渡の手段として利用されはじめた。そして、こうしたことを可能にするような法的な制度の整備もまた進んだのであった。

たとえばアントワープにおいては、1540年10月4日付の法令（imperial ordinance）により、年利12パーセントを上限とした利子付きの資金貸し付けが合法化された²⁾。中世以来、神によって徴利として禁止されてきた今日的な意味での為替手形の割引に、法的な可能性が拓かれたのである。また1541年10月31日付の法令では、手形債権を第三者に譲渡した原債権者についても支払の義務を負うとされ、遡求権とともに手形が裏書譲渡されていくことにも法的な基礎が与えられた³⁾。そして、このような法的な制度の整備を前提として、低地地方においては1560年までに、為替手形が裏書きされて第三者に譲渡されるという事例が数多く見られるようになっていったのであった⁴⁾。こうした一連の歴史的な出来事に表わされるように、その歩みは非常に緩慢なものでは

¹⁾ 上村〔17〕, 84-85 ページ, 参照。

²⁾ Wee〔38〕, Vol. 2, pp. 358-359, 参照。

³⁾ Wee〔38〕, Vol. 2, p. 344, 参照。

⁴⁾ Holdsworth〔14〕, Vol. 8, pp. 141-142, 参照。

あったが、ファクター制度はその完成へと至る道を次第にたどり始めたのである。

しかし、こうしたファクター制度は、18世紀までにイギリスを中核とした世界市場が形作られていくのにしたがって、それと一体となって、世界通商とその決済・資金供給の主な仕組みとして再編成されていくこととなっていった。換言すれば、このファクター制度から供給される「前払金」に依拠しながら、世界「産業革命」は展開することとなったのである。1823年のイギリス議会のある特別委員会における報告によれば、「……わが国の通商のきわめて多くの部分は、船積みと販売との間のある一定期間の前払いという手段によって支えられ」るまでになっていた。イギリスで迅速に、そして有利に販売を行うために「……多くの場合、まず外国の船主、すなわち委託人による外国の所有者に対する前払金があり、次に受託人——彼自身はファクターであるのですが——によるその受託人に対する前払金があり、そしてその後、ある資本家によるそのファクターに対する前払金があるのです」⁵⁾。

そこでこの小論では、こうしたファクター制度がイングランドにおいて再編成されていったことの歴史的な諸前提を、一瞥することをまず試みる。先にも触れたように、ファクター制度は、何よりも「前払金」が引き受け信用のかたちで受託人から委託人へと供与されるようになることによって制度としての完成を見る。したがってそれはまた、こうした引き受け信用に基づいて振り出された手形によって債権譲渡が行われ、あるいはまたそうした手形が割引かれていくことのできるような仕組みが必要であった。ここでは特に、こうした債権譲渡や手形割引の仕組みが歴史的にどのような過程をたどってイングランドに成立していったのかを探るとともに、羊毛や毛織物、原料糖の通商を例としながらファクター制度が再編成され完成していったことの歴史的意義を、いま一度考察

しなおしてみることとしよう。

I 手形による債権譲渡

債権譲渡が法的に認められていくことは、ファクター制度が完成していくための前提条件のひとつである。

実は、14-15世紀のイングランドにおいては、債権譲渡 (set over debts; assign) そのものは、商人たちの間では広く行われていたものであった。つまり、債券 (bond) についても手形 (bill) についても、あるいは債務証書 (debenture) についても、その振出人が信頼できる負債者で、自分の負債を引き受けて期日には支払いをしてくれそうだと一般に認められていれば、それらは商人間で自由に流通しえたのである。また、債務証書や手形の持参人が、原債権者からの委任状をもたずに債務者に対して支払い請求することも、商人裁判所によって認められていた。さらには、かりにそもそも債務証書に持参人払い文言がなかったとしても、そのことのみで商人間での当該債務証書の譲渡が妨げられるわけでも、必ずしもなかったのであった⁶⁾。

たしかに、債権や債務は無体財産 (choses in action) のひとつであり、したがってそれらには譲渡性が認められ得ないというのが、コモン・ローの原則ではあった。この原則に従えば、原債権者からの委任状なしには、債券等の持参人にはいかなる訴訟の手段も与えられることはないとされたのである⁷⁾。しかし、中世のイングランドにおける商取引をめぐる訴訟は、実際にはその大部分が市長裁判所 (Load Maire) や海事裁判所、あるいはまた市場裁判所 (Pie-powder Court) などといった商人裁判所にゆだねられ、コモン・ローというよりも商人法 (Law Merchant) に従いながら裁か

⁵⁾ Gt. Brit. Parliament [11], pp. 7-8, 参照。

⁶⁾ Postan [26], pp. 57-60, 参照。

⁷⁾ Holdworth [14], Vol. 8, p. 147 & p. 150, 参照。

れてきたのであった⁸⁾。

ところが16世紀になると、こうした商人間での債権譲渡をめぐる状況にひとつの転機が訪れることとなった。すなわち、イングランドにおける訴訟は、おしなべてコモン・ロー裁判所にゆだねられるようになっていき、これにより海事裁判所等での訴訟取り扱い件数は次第に減少していったのである⁹⁾。いわゆる中央集権的な絶対主義政治体制が、この時期に次第に確立されていったことを一般的な背景としていたものと思われる。そして、こうしたことを通じて、結果的にはイングランドにおいても、手形の流通性原理は法的に否定されるようになってしまったのであった。

17世紀になると、コモン・ローにも旧来からの商人法における考え方が徐々に導入されてはいったものの、手形の流通性原理そのものは、その後も永らく否定され続けた。イングランドの商人であったジェラルド・マーリンス（Gerard Malynes, 1586-1641年）が1622年に公にした著作によれば、「アムステルダムやミデルブルフ（Middleborough）、ハンブルグ（Hamborough）、その他の場所の冒険商人たち」は、商品を売買する際には「Billes Obligatorie と呼ばれる債務証書、すなわち債務証券」を「他の商人に与える（giveth onto another）」のだとされる。ところが、イングランドではコモン・ローにより「……ある人からある人へと負債を譲渡することはできない。なぜなら、それらは無体財産（*Chofes en Action*）であると理解されているからであり、それにより、譲渡によって流通しうる資産は存在しない」のであった¹⁰⁾。

一方、歴史的には債務証書と一対になるかたちで用いられてきた為替手形は、13世紀末ごろに

なるとイングランドにも導入されはじめた。トスカーナやロンバルディアをはじめとするイタリアの商人がロンドンに移住して、実質上、銀行業務を独占的に展開し、そのなかで為替手形がイングランドにもまた持ち込まれたのである。そして14世紀も末になると、イングランドの商人たちもイタリアの支払い指図書（*tratta*; letter of payment）に似た証書を利用するようになっていったのであった¹¹⁾。当時はまだ、イングランドの商人は主として自分の振り出した手形と引き替えに資金を借り受ける立場にあった。こうした手形はファクターとその本人との間で互いに相手を名宛人として振り出されあうようなものであり、しばしば「何某あるいは持参人へ支払われる（… to be paid to *so-and-so* or to the bringer of the letters）」という文言を含んでいたのであった¹²⁾。

たしかに、こうした為替手形は、他所宛て・他所払いの、この当時においてはもっと端的には「外国」宛て・「外国」払いの支払い指図書であった。こうしたことからいえば、為替手形は法的にはいわば国際私法とも呼ぶべきものによって主に規制されており、したがってイングランド“王国内”におけるコモン・ローの支配を受けるものでは必ずしもなかったのであった¹³⁾。しかし、だからといって、14世紀末のイングランドで用いられた為替手形に「何某あるいは持参人へ支払われる」という意味の文言が見られたとしても、そこに流通性がすでに備わっていたというわけでもなかった。それはすなわち、この時代の為替の仕組みによる。つまり、14-15世紀における為替の仕組みとはまだ、手形の振出人と原債権者、そして支払人と受取人という4人の当事者から構成されるものであったのである¹⁴⁾。

また、1551年から1574年までイギリスの王室ファクター（royal factor）を務めたトーマス・

8) Postan [26], p. 48, 参照。

9) Stuart Sutherland [33], pp. 149-176, 参照。

10) Malynes [20], pp. 96-97, 参照（なお、1656年刊の第2版や1686年刊の第3版においては、単語の綴りや使用された字体に一部異同はあるものの、p. 71に同じ文章が見える）。

11) Postan [26], pp. 73-74, 参照。

12) Postan [26], p. 65, 参照。

13) Postan [26], p. 71, 参照。

14) Postan [26], p. 62, 参照。

グレシャム (Sir Thomas Gresham, 1519-1579年) にとっても、「為替 (exchange)」とは、「ある額の貨幣をある場所において支払い、合意にしたがって他の場所で同じ額を払い戻させるという……手形 (byll) に関する契約」であった¹⁵⁾。そしてやはりグレシャムの時代においても、こうした為替の仕組みのなかには、資金引渡人 (diliverer [sic.], すなわち送金人 remitter), 資金引取人 (taker, すなわち手形の振出人 drawer), 受取人 (payee), そして支払人 (payor, すなわち手形の名宛人 drawee) という4人が当事者として登場する¹⁶⁾。換言すれば、16世紀に至ってもなおイングランドにおいては、為替とは依然として中世以来の、異なった時間における異なった場所での異なった貨幣の両替 (exchange) の仕組みとしてとらえられるべきものであったのである。このため実際、グレシャムの見る為替とは、やはりもっぱら「外国」為替 (遠隔地通商先宛ての為替手形) を意味していたのであった。

イングランドにとっての為替の上昇とは、……我がイングランドの商人が、当地において支払われたり引き渡されたりする1ポンド・スターリングに対して、鑄造された純金8カラットあるいは鑄造された純銀4オンスに次第に近くなっていくものを、あるいはまた次第にそれ以上のものになっていくものを、海の向こうで受け取る…… [ようになっていくことである]¹⁷⁾。

つまり、この時代までの為替手形は、輸出商品や輸入商品が期待通りの価格できちんと売れていくだろうという見込みに基づいた遠隔地通商の仕組みのなかに、すなわち旧来からの冒険取引から引き継いでしまった制度的な欠陥のなかに、いわばまだ嚴重に閉じ込められていたのである。14世紀のイングランドの商人に用いられた為替手形

には、たしかに、しばしば持参人払い文言が記載されてはいた。しかし、イングランドにおいては、16世紀になってもなお為替手形は、法的にという以前に、その仕組みのうえからそもそも譲渡されえないものであったのである¹⁸⁾。

イングランドにおいては、為替の仕組みに4人の当事者が登場することそれ自体は、17世紀になっても大きくは変わらなかったようだ。たとえば、公証人 (publike Nortary) であったジョン・マリウス (John Marius) による1655年刊の著作には、次のような記述が見える¹⁹⁾。

……一般に、すべての為替手形においては、手形を振り出す関係者、すなわち手形の債務を負うことになる関係者 (すなわち資金引取人、それはまったく同じことである) は、資金引渡人すなわちその金額を受け取らせてくれる関係者に対して義務を負い、また引受人 (acceptor) すなわちまさに手形を引き受ける関係者は、その手形に支払いがなされるべき先の関係者に対して義務を負う……

もっとも、このマリウスの著作には、一方で為替手形の裏書譲渡についての言及も同時に見られる。先に触れた1622年刊のマーリンズの著作の初版には、それについての言及が見られない一方で、1656年刊の第2版には、このマリウスの著作が再録されている²⁰⁾。こうしたことなどから、イングランドにおいて為替手形の裏書譲渡がなさ

¹⁸⁾ 上村 [17], 82-83ページ, 参照。

¹⁹⁾ Marius [21], p. 108 (Malynes [20] への再録では, p. 27), 参照。

²⁰⁾ マーリンズの著作本文がその標題紙とともに333ページまであり、その後にあらためてマリウスの著作の標題紙がもうけられて、そこからマリウスの著作本文が、改めて1からのページ番号 (丁付け) が与えられて再録されている。それ故、もう少し正確には体裁的には合本というべきか。マリウスのオリジナルの著作物と、この再録されたもの間には、単語の綴り方や字体に多少の異同が見られるものの、その内容は同じである。ただし、両著作物の書籍としての判型や用いられている活字の大きさが異なっているので、ある段落・叙述の位置するページが、オリジナルと再録とは異なることがある。

¹⁵⁾ Gresham [12], fol. 4v. (de Roover [7], p. 297), 参照。

¹⁶⁾ de Roover [7], pp. 99-100, 参照。

¹⁷⁾ Gresham [12], fol. 8r. (de Roover [7], p. 303), 参照。

れるようになったのは、17世紀の中葉ごろのことであると一般には考えられている²¹⁾。

しかし、為替手形の裏書譲渡それ自体は、イングランドにおいても実際には17世紀のもう少し早い時期から知られるようになっていたようだ。前述のように、為替手形は、なによりも「外国」宛て・「外国」払いの支払い指図書であったから、その「外国」で手形の裏書譲渡の仕組みが完成していけば、それがやがてイングランド国内においても同様に普及していくのは、けだし当然のことであったであろう。実際、この時期にイングランドの商人がさかんに交易を行っていた低地地方では、手形の裏書譲渡制の歴史的展開にとっても、したがってまたファクター制度（委託荷販売制度）の歴史的展開にとっても、画期的ともいべき事態が進行しつつあったのであった。

すなわち、アムステルダムなどで活動していた商人たちは、17世紀までに次第に委託荷販売業者へと転化していったのであった。換言すれば、このころまでに商人がアムステルダムでの外国商品の委託荷販売を請け負い、そのことを前提に委託人に対して前払金を支払うことが一般的になっていったのである。こうした商人たちは、アムステルダムに到着して販売されるのを待っている外国人所有の商品について、その価格の2分の1から4分の3に相当する額面の手形の引き受けを行った。あるいはまた、たとえば西インド諸島で委託販売されるフランス製綿織物についても、オランダの商人はフランスの製造業者に対して、販売予定価格の4分の3程度の前払金を支払うようになっていたのである。そして、こうした商人は、委託荷販売の手数料や、委託人と約束した以上の価格で委託荷を販売することで得た差額などはもちろん、「前払金」の提供という信用供与を通じて、その手形引き受けの手数料というかたちでの利子を徴収することができたのであった。

こうした委託荷販売業者は、やがて自己の行う通商を縮小したり放棄したりする一方で、委託荷販売において、委託荷を送り出すことと引き替えに委託人が振り出す手形を引き受けるという業務に専念するようになっていったのであった。これにより商人から転化した委託荷販売業者は、さらに手形の引受業者へと転化していったのであった²²⁾。

そして、こうしたことを背景に、このころにはイングランドにおいても、手形の裏書は一種の振り替えであって、まさに債権譲渡であるとみなされるようになっていった。1607年にロンドンで公刊されたパンフレットには、1589年9月の日付をもった為替手形や同年5月の日付をもった債務証書が例として掲載されているが、いずれもそこには「何某もしくは債権譲渡された人に支払われるべきこと (To be paid vnto so-and-so or his assignes, …)」という文言を見て取ることができ²³⁾。

さらにはウィリアム・フォーブス (William Forbes) によって1703年に公刊された著書によれば——²⁴⁾、

手形の裏書すなわち再振り出しは、ある理由で、その手形の内容をある人またはその指図人に支払えという（通常は日付の記載のない）〔支払人に対する〕指図 (mandat) である。その人に対して、裏書人は振出人と同様に債務を負う。それ故、手形が裏書されて100人の手を経るならば、それぞれの裏書人はその手形の持参人 (pouteur) に対する累積的な保証であり、全員で (*in Solidum*) 負債を負うのである。

ここでは、手形が連続的に裏書譲渡され、それがまたすなわち遡求権の連続的な譲渡でもあったことまでもが示されている。こうしたことから考えると、イングランドにおける為替手形の裏書譲

21) たとえば、Holdsworth [14], Vol. 8, p. 55 などを参照。

22) Wilson [41], pp. 119-120, 参照。

23) Browne [3], pp. 53-54 & 55-56, 参照。

24) Forbes [10], p. 57, 参照。

渡制は、遅くとも18世紀の初頭までには、ほぼ完成の域に達したのではないかとも思われる。

II ゴールドスミス・バンカーによる手形の割引

14世紀のバルセロナにおける手形は、正貨で支払われることはほとんどなく、通常は銀行での振り替え(transfer)によって支払われたとされる。また、トスカーナはプラート(Prato)出身のフランチェスコ・ダチニ(Francesco Datini, 1335?-1410年)の商会においても、その支払いは、同商会の帳簿の貸方か、振り替えられる人の借方へ信用貨幣が記入されることによってなされていたのであった²⁵⁾。17世紀のオランダにおいても、徴利が公認され、商業手形が流通性を持ち始めていたことを背景に、「金庫業者兼銀行業者(die Kassierer und Bankier)」によって手形割引業務が広範に展開されるようになっていた²⁶⁾。そして、イングランドにおいても、17世紀のはじめには内国為替手形(inland bill)の割引がなされはじめていたのであった²⁷⁾。たとえばロンドンのゴールドスミス・バンカーであったエドワード・バックウェル(Edward Backwell, 1618?-1683年)の元帳には、この内国為替手形の割引がなされていたことを示す記録が見つかっている。

16-17世紀のロンドンにおけるゴールドスミス・バンカーは、金地金取引や貴金属の加工・細工のほか、両替取引から利子つき預金業務やランニング・キャッシュ・ノートと呼ばれた一覧払い約束手形(ゴールドスミス・ノート)の発行、あるいは手形や割符あるいは国庫証券の割引などといった様々な業務を展開した²⁸⁾。17世紀の初めごろまでは、こうしたゴールドスミス・バンカーの前身であった金匠は、金匠としての本来の業務を

行う傍ら、自己資金の貸し付けや、他人の貨幣や貴金属を保管する業務を行うのみであった。預かった他人の貨幣は櫃や封印された袋に保管され、その運用などは許されてはいなかった。預託された貨幣は預託者からの要求によって払い戻さなければならず、したがって預託に当たって発行された受領書は、倉庫の内容摘要(warehouse dockets)でしかなかった。つまり、金匠は被信託人(trustee)すなわち受寄者(bailee)でしかなく、また預託者は寄託者(bailor)でしかなかったのである²⁹⁾。

ところが、ジェームズI世(James I, 1566-1625年、イングランド王としての在位:1603-1625年)のころになると、金匠は両替業を行う一方で、等価が返済されるかぎりでは預託された貨幣を用いて貸し付けを行うようになっていった³⁰⁾。これにより金匠は預託者に対しての債務者(debtor)となり、預託者は金匠に資金を貸し付ける投資者(investor)に転化した。これにしたがい、金匠の受領書も、預金によって裏付けられ、要求払いで引き出すことのできる現金の保有を表現し、しかも譲渡性を持つ約束手形に変化したのであった。この当時、オランダやフランス、ポルトガルといった諸外国からイングランドへの鑄貨の流入が増加し、金匠は両替商(money-changers)としても機能するようになっていた。預託者からの資金を金匠が貸し付けるようになっていくのは、こうしたことによっても促進されたのであった³¹⁾。

やがて金匠は、本来は自分に預託されただけのものであり、顧客からの要求があり次第、払い戻さなければならないはずの現金が、実際には一度に全額引き出されそうにはないことを発見したのであった。つまり、手持ち現金高の適切な調整を行いうるような平均的な支払い請求の法則ともいふべきものが見出され、この手持ち現金高を準備

25) de Roover [6], p. 388, 参照。

26) たとえば、Wee [39] を参照。

27) Richards [30], p. 47 & Clapam [4], Vol. I, p. 10, 参照。

28) Richards [30], p. 23, 参照。

29) Richards [30], p. 223, 参照。

30) Richards [30], p. 37, 参照。

31) Richards [30], p. 225, 参照。

金に充てて、預金残高から準備金を除いた分を運用に回すということが始まっていったのである³²⁾。

関税局長官や大蔵大臣も務めたことのあるダドリー・ノース (Dudley North, 1641-1691 年) による 1691 年刊の著作によれば、「……通商が進んでいくのにしたがって、貨幣は持ち出されるやいなやもたらされる」のだという。そして、こうしたことを通じて、金匠の手許の準備金が一定に保たれるようになったことから、「……この国の具体的貨幣 (Specific Money)」は、一般に稼得されているものよりも「はるかに少ない」と結論づけてもよいほどになったのであった³³⁾。実際、たとえば同じころの金匠のひとつであったチャイルド銀行 (Child's Bank) による預金債務に対する現金準備は、通常は 35 パーセントあまりにすぎなかったとされる³⁴⁾。

銀行は、元来、中世ヨーロッパの両替商に由来するとされている³⁵⁾。両替商は、やがて両替された資金を顧客たちからそのまま預かるようになり、顧客間の債権・債務の清算を、この預かった資金を両替商の帳簿上で振り替えることを通じて行うという業務が、12 世紀ごろまでに行われるようになっていったのであった。こうした振り替えは、比較的初期のころには主に口頭契約 (verbal contract) を通じて、すなわち支払人と受取人双方が両替商の店頭に出向き、口頭での指示により両替商の帳簿にその旨の記録の書き込みが行われることでなされた。宣誓を行った両替商の帳簿記録は、法的には公証人による記録と同等と見なされていたため、両替商は預金者に預金証書をあえて与えることもしなかった。そしてまた預金者も両替商にたいする指図を文書で行うことも少なかった。文書による契約も、もちろん法的には有

効ではあったものの、16 世紀になるまでは、それは何らかの理由で口頭契約ができない場合の代替手段にすぎなかったのであった³⁶⁾。

こうした「銀行における譲渡 (assignment in bank)」がおこなわれることによって現金の使用が節約されることとなったので、やがて両替商は「少額の準備金 (fractional reserve)」だけを持ってばよいようになり、これに基づいた資金の運用が始まっていった。両替商が、いわば“両替商・銀行”へと歴史的な転化を遂げたのである。こうした“両替商・銀行”による資金の貸し出しは、多くの場合、顧客の当座預金への「過振 (overdrawing)」を通じて、つまりは当座預金が記録された帳簿に、その旨の書き込みを行うことでなされたのであった³⁷⁾。14 世紀のブルージュにおける銀行業者の準備率は、3分の1程度であったとされる³⁸⁾。

すなわち、こうした中世以来の“両替商・銀行”の歴史的展開と相似的な出来事が、金匠の歴史的展開のなかでも起きていったのである。旧来の“両替商・銀行”では預金・振り替えがもともとは口頭契約によってなされ、小切手や商業手形の使用はみられなかった。この意味で“両替商・銀行”は、まさに「初期預金銀行」とも呼ぶべきものであって、17 世紀のイングランドにおける金匠とは大いに事情や背景が異なった³⁹⁾。しかし、イングランドの金匠もまた両替や預金・振り替えを兼業しつつ、いまや「少額の準備金」にもとづいて帳簿上で「現金」を供給しはじめたのである。そして、そのことを通じて、旧来からの“両替商・銀行”と同様に、金匠は「信用の製造所 (Manufactory of Credit)」としての「銀行」⁴⁰⁾へと、まさに「ゴールドスミス・バンカー」へと歴史的な跳躍を遂げたのであった。

32) Powell [27], p. 62, 参照。

33) North [23], p. 21, 参照。

34) Shelton [31], p. 49, 参照。

35) Usher [36], p. 404 & de Roover [8], p. 204, 参照。

36) Usher [36], pp. 410-411 & de Roover [8], pp. 261-264, 参照。

37) 田中 [34], 7-8 ページ, 参照。

38) de Roover [8], p. 350, 参照。

39) Usher [36], pp. 399-401, 参照。

40) Macleod [19], Vol. II, Part I, p. 364, 参照。

そして、こうしたことを通じて、共和政の末期(1649-60年)ごろにおける定期性預金(time deposits)の導入とも相まって、旧来の金匠の受領書は、特定の預金とは関係を持たず、したがって顧客の名前が書き込まれて発行されるパーソナル・ノートなどではないようなものへと変化したのであった。このノートは、もはや特定の金準備に裏付けられてはおらず、ゴールドスミス・バンカーは、金鑄貨や銀鑄貨のかたちで顧客から求められる請求を勘案しながらこれを発行したのであった。ゴールドスミス・バンカーは、譲渡性証券の調達先(purveyor)として顧客に認知されるようになり、顧客からの要求払いで支払われ、帳簿に現金として貸方記入されるランニング・キャッシュ・ノートは、イングランドの通貨の隙間を満たすこととなっていった⁴¹⁾。

1660年代には、こうしたイングランドにおける要求払いでの預金金利は3.5から4パーセントであり、14日の通知預金の金利は5パーセントで、通知20日後払いのもの金利は6パーセントであったとされる⁴²⁾。ところが、1680年代以降になると、本来は要求払い預金であったランニング・キャッシュが、事実上の現金として扱われていくことによって、それに対して利子が支払われることも、もはや見られなくなっていったのであった。ロンドンの銀行家であったリチャード・ホア(Sir Richard Hoare, 1648-1718年)が1703年10月9日付けで顧客のジェーン・ハッセイ(Jane Hussey)に宛てた書簡によれば、「私は、フリート・ストリート(Fleet Street)に移って以来[1690年以来]、預金に利子をお支払いしておりません。……[利子を支払うことは]私の慣行ではございません……」⁴³⁾。

17世紀のイングランドにおけるゴールドスミス・バンカーが預金債務に対して必ずしも十分な

準備をもたないということに関しては、たしかに批判も多かった。とりわけ1666年のロンドン大火(Great Fire of London)や、1672年のチャールズ二世による「国庫の支払い停止(Stop upon the Exchequer)」などによってもたらされた金融的な混乱は、こうした批判をいっそう強めることとなったのであった⁴⁴⁾。大同盟戦争(War of the Grand Alliance, 1688-1697年)終結の年である1697年には「そして、ほとんどそれらすべては、それは普通には紙券信用(Paper-Credit)と呼ばれているわけなのだが、沈滞し、失われ、通商においても、また公的な取引(Publick Dealings)においても、無用なものとなってしまっている」という状況に陥ったのであった⁴⁵⁾。

しかしこの一方では、前出のノースによる1680年ごろの報告によれば、それでもなお「ほとんどすべての種類の商人たち」は、ゴールドスミス・バンカーの手の中にランニング・キャッシュをもっているのだという。支払いも受け取りも「手形(bills)のみで」行われており、「あたかもそれらすべての取引が、銀行のなかで(in banco)行われているかのようである」⁴⁶⁾。

そして実際、裏書譲渡されつつあったイングランドにおける為替手形は、17世紀のなかばには、こうしたゴールドスミス・バンカーのもつで決済されていくこととなったのであった。先にも触れたマリウスの1655年刊の著作によれば——⁴⁷⁾、

為替手形が満期を迎えると、その支払先である関係者かその使用人が、手形を引き受けていて、その額を支払うことになった関係者のところに、お金を求めてやってきます。それによって支払いを求められますので、彼は債務証書(note)を書いて、ゴールドスミスのところへ行って、そこでお金が支払われるように指図します。あるいはまた、彼は別の人宛ての別の為替手形を与え、いつもやっ

41) Richards [30], p. 95, 参照.

42) Powell [27], p. 62, 参照.

43) Houghton [15], p. 5 & Hoar [13], p. 17, 参照.

44) *Mystery* [22], p. 6, 参照.

45) *Letter* [18], p. 6, 参照.

46) North [24], p. 102, 参照.

47) Marius [21], p. 21 (Malynes [20] への再録では、p. 6), 参照.

ていることですが、その裏面に自分の名前を書き込んで (set)、お金を受け取らせることができるように、自分の名前の上に空白を開けたままにしておきます。お金を受け取ることになっている関係者には、上記のように、譲渡によってお金を受け取ってしまうまでは、その手形（はじめに言及した為替手形）を自分の管理下に置いておくようアドバイスしておきたいと思えます。

Ⅲ 商人による信用供与

遠隔地通商を行う商人たちへの信用供与は、歴史的には“両替商・銀行”やゴールドスミス・バンカーというよりも、むしろ商人相互や、商人が扱う商品の生産者によって行われてきたのであった。「産業革命」期になるまでイングランドからのもっとも主要な輸出品目であった羊毛や毛織物の通商においても、またそうであった。

14-15世紀になると、それまでは主にイタリアからやってきた商人によって掛け買いされてきたイングランドの羊毛は、ステープル制度のもとでイングランドの商人によって輸出されるようになっていった⁴⁸⁾。羊毛は、生産者である小農民や富農でもあった牧羊業者から、小規模の羊毛仲買業者 (woolmonger) や大規模な仲買業者 (woolman) の手を経て、特権的なステープル商人に掛け売りされた。そして、このステープル商人からカレー (Calais) にて外国人の商人に販売されていったのである。つまり、こうした羊毛の長い流通経路は、同時にまた掛け売りというかたちでの信用が連鎖的に供与されていく長い経路でもあったのである。しかも、この経路上の信用は、旧来は外国人商人からイングランドの生産者に与えられていたものが、いまやイングランドにおいて生産者から商人へと逆転して供与されていったのであった⁴⁹⁾。

つまり、この信用連鎖の経路の一方の端にはイングランドの牧羊業者が位置し、生産地における羊毛の買い集めを行う羊毛仲買業者や織布業者、あるいはまた商人等々を兼ねていた⁵⁰⁾。そして、羊毛仲買業者からステープル商人へ、ステープル商人から外国人の商人へと羊毛が流通していくのにしたがって、その価格の3分の2程度に相当する額の6か月以上の債務証券 (bill obligatory) が振り出されることとなったのであった⁵¹⁾。羊毛の輸出を行うステープル商人は、最後には輸入を行う絹物商 (mercier) との間で、「外国」為替手形を用いて資金の融通を行ったのであった⁵²⁾。

一方、16世紀になるとイングランドの毛織物工業は、縮絨技術が向上して水力が求められるようになったこととも相まって、農村部へと“脱出 (exodus)”をして、新たな歴史的展開を遂げることとなる。こうしたイングランド農村部の毛織物工業は、もともとはその原料を国内産の羊毛に依存していたが、その後の急激な展開によって、16世紀のなかばにはイングランドの羊毛生産は、早くも国内からの需要を必ずしも十分に満たせなくなっていくのであった。この結果、もちろん国内産の羊毛に比べれば量的にも額的にもずっと少ないものではあったものの、アフリカからのバーバリ・ウール (Barbary wool) やトルコの地中海沿岸地方からのカラマニア・ウール (Caramania wool) などのほか、アイルランドやスペインなどからも、イングランドに羊毛が輸入されるようになっていったのであった⁵³⁾。

こうしたイングランド農村部における毛織物産業の発展によって、特にアントワープに向けての毛織物の輸出が大きく増加をしていった。そして、この当時、こうしたイングランドからの毛織物の輸出や、あるいはヨーロッパ大陸からの様々な商品の輸入を担っていたのは、やはり掛け買いと

48) Unwin [35], p. 118, 参照。

49) Power [28], pp. 54-56 (邦訳, 65-67 ページ), 参照。

50) Power [29], p. 53, 参照。

51) Power [28], p. 56 (邦訳, 67 ページ), 参照。

52) Postan [25], pp. 246-247, 参照。

53) Westerfield [42], pp. 257-263, 参照。

いうかたちでの信用に依拠したイングランドの新興の商人たちであった。ロンドンの商人であったクレメント・アームストロング (Clement Armstrong, 1447?-1536年) が、1533-35年ごろに執筆したと推定される⁵⁴⁾ 論文によれば、「新米商人たち (yong merchants) は、……織物業者から織物をしばらくの間 (for respite) 借り受け、その織物を売るために海の向こうの市場に運んで」いるのだという。そして、その織物をフランダースで売却して代金が得られれば、今度はその代金で当地の「商品 (wares)」を仕入れてイングランドへ持ち帰って売り、それによって先の債権者への返済を行うのである。「およそ50年前から (so about a fifty yers ago)」、こうした新米商人の数が増加して、債権者に返済をするためにいっそう多くの織物がイングランドから輸出されることとなっていった。このため毛織物の価格は大きく下落して、これにより「旧来からの商人たち (old merchants)」は織物の販売をやめて、代わりに「明らかな徴利 (pleyn usury)」である貨幣の貸し付けをはじめたことを余儀なくされたのであった⁵⁵⁾。

そして18世紀になると、イングランドからの毛織物の輸出は、ロンドンのブラックウェル・ホール (Blackwell Hall) における毛織物市場を背景に活動するファクターと、それを利用する地方の織り元や商人によって担われることとなっていった。

たとえば、ボルトン (Bolton) の商人であったトマス・マースデン (Thomas Marsden) は、ロンドンのロスベリー (Lothbury) にファクターを持ってさまざまな商品や手形の売買を行っていた。この商人はまた一方で、ジェームズ2世 (James II, 1633-1701年; 在位: 1685-1688年) やアルベマール公爵であったジョージ・マンク (George Monck, 1st Duke of Albemarle, 1608-1680年) から、地方

での租税や地代の徴収を請け負ったのであった。そして、この徴収した租税や地代をもとに、毛織物のディーラーや織り元がロンドン宛てに振り出した手形を買い取り、国王や公爵にはこのロンドン宛ての手形を用いて租税・地代相当額を送付したのである。このように、ロンドン宛ての手形を用いて徴税請負人が公金や地代を自分の本人側に送ることは、この時代には一般的に見られたことであったといわれる⁵⁶⁾。

マースデンによって買い取られた手形の多くは、ロンドンのファクターを経由して、マースデンの取引先であったジェレミー・トーマス (Jeremy Thomas) のもとへと持ち込まれた⁵⁷⁾。このジェレミー・トーマスは、エクステンジ・アレイ (Exchange Alley) で活動していたゴールドスミス・バンカーである。つまり、こうしたマースデンらの商人や徴税請負人による一連の手形の売買・送付によって、もともと地方の毛織物ディーラーや織り元などがロンドンの名宛人に対してもっていた債権は、ゴールドスミス・バンカーの帳簿上での記録やそれに基づく銀行券に姿を変えて、最後には国王や公爵などがもつ債権に振り替えられていったのであった。

この同じ18世紀にはまた、西インド諸島交易が拡大していくのにもなって、砂糖プランターがロンドンにファクターを持つようになっていった。プランターは、原料糖や糖蜜、ラム酒といったプランテーションの生産物をロンドンでファクターに委託販売させる一方、奴隷や農機具、その他様々な生活物資等々をファクターに代理購入させて、これをプランテーションに送らせたのであった⁵⁸⁾。

当然のことながら、プランテーションの生産物が委託販売されていけば、ファクターの帳簿上

54) Bindoff [2], pp. 66-67, 参照.

55) Armstrong [1], pp. 106-107, 参照.

56) Defoe [9], p. 362 & Wadsworth [35], p. 93, 参照.

57) Wadsworth [37], p. 94, 参照.

58) Davies [32], p. 95 & Sheridan [30], p. 283, 参照.

に記録されたプランターの預金の額は、その売り上げ代金分だけ増加することになるだろう。逆に奴隷等々が代理購入されて、それらがプランテーションに送られていけば、ファクターの帳簿上に記録されたプランターの預金の額は、その奴隷等々の購入代金分だけ減少することとなる。そして、このようにプランターのための様々な商品がファクターによって売買されるごとに、言い換えればファクターの帳簿上に記録されたプランターの預金の額が増減するごとに、ファクターはそこからプランターの粗収入の2.5パーセント程度に相当する手数料を徴収したのであった⁵⁹⁾。

同じことをプランターの方から見れば、自分のプランテーションの生産物がロンドンで売却されていくことで、プランターはファクターに対して帳簿上に預金というかたちでの債権をもつこととなる。逆に、たとえば王立アフリカ会社（Royal African Company）から奴隷を購入すれば、その限りではプランターは同社に対して、その奴隷の代金分の債務を負うことになるであろう。その奴隷の代金分の債務を、つまりはファクターにもっていた債権の一部を用いて、ファクターに手数料を徴収されながらも、その帳簿上で清算をしてもらうということである。そしてファクターは、こうしたプランターを顧客として行う預金・振り替え業務を前提に、プランターに対してその生産物の「前払金」を引き受け信用として供与しはじめていったのであった。

これにより、プランターはファクター宛ての手形を振り出すことを通じて、様々な商品の購入を行うこともできるようになったのであった。こうしたファクター宛ての手形が名宛人であるファクターのもとへと戻ってくれば、再びファクターの帳簿上に記録されたプランターの預金の額は、その手形の額面金額分だけ減少することになるであろう。帳簿上でのプランターの預金の額が減少し、それがついに負の数となれば、それはもちろん

んファクターがプランターに資金を供与したということであって、ファクターはこうした当座貸し越しに対し5パーセントあまりの利子を徴収したのであった⁶⁰⁾。

帳簿上で預金・振り替え業務が行われ、それを前提に帳簿上で預金が創造されて信用が供与されていくようになったことにより、かつての両替商は“両替商・銀行”に転化し、金匠はゴールドスミス・バンカーに転化した。ちょうど、これと似たことが18世紀のロンドンの委託荷販売業者・ファクターにも見られたのである。すなわち、マーチャント・バンカーと呼ばれるもの自体は古来より見られはしたのかもしれないが、「前払金」を引き受け信用のかたちで供給するファクター制度の完成をもって、商人、特に輸入商人に由来する委託荷販売業者やファクターは、文字通りの意味での「マーチャント・バンカー」に転化したことを見て取れるのである。

むすび

繰り返し述べたように、ファクター制度（委託荷販売制度）は、「前払金」が受託人から委託人へと引き受け信用のかたちで供与されることを通じて、制度としての歴史的完成を見ることとなる。換言すれば、受託人と委託人が相互に債権をもちながら債務を負うという自家撞着的な関係が、委託荷販売業者・ファクターの手許の帳簿のうえに、創造された預金として表現されるようになるということである。このためには、「内国」為替手形が裏書譲渡されて流通し、それによって債権が遡求権とともに移転していくことのできる市場体制ともいべきものの存在が必要条件であったろう。

こうした手形による債権の譲渡は、イタリアをはじめとするヨーロッパ大陸においては、徴利を禁ずる神の教えによって中世以来永らく阻まれて

⁵⁹⁾ Davies [5], p. 94, 参照。

⁶⁰⁾ Sheridan [32], p. 290, 参照。

きたことが、しばしば指摘されている⁶¹⁾。これとは対照的にイングランドにおいては、神の教えというよりもコモン・ローの原則が債権譲渡を阻んできたのであった。この点は、イングランドにおける一種の歴史的特殊要因といえるかもしれない。しかしいずれにせよ、もちろん時期の相前後は見られるものの、いわば現実が、やがて神の教えやコモン・ローの原則を乗り越えていってしまうこととなったのであった。神の教えや人の法は、実際にはその時々の実現を後追いしなければならなかった。そして特に18世紀のイングランドにおいては、その現実が、ロンドンを中核とした世界市場と世界金融市場とが一体となって成立・展開するというかたちでやって来ることとなったのである。低地地方においてすでに完成の域に達しかけていたファクター制度は、まさにこうしたイングランドにおける新たな現実のなかで、いまいちど再編成されることとなったのである。

しかし、これもまた繰り返し触れてきたことではあるけれども、18世紀のイングランドにおいて再編成されたはずのファクター制度は、一方では昔ながらの冒険取引のもつ欠陥をそのまま引き継いでしまっていたことにも注意しておかなければならない。受託人の帳簿上の委託人の預金とは、結局のところ、受託人に販売を委託された委託人の商品が、期待通りの価格できちんと売れていくだろうという見込みに基づいて創造されたものにすぎなかった。この意味でも、それはまさに過振による架空預金とも呼ぶべきものであったのである。

しかもこのファクター制度は、単なる流通のための制度、文字通りの委託荷販売のためだけの制度ではありえなかった。それは同時にまた信用供与の制度であり、流通のみならず生産に関わる資金までもが、この同じファクター制度から供給されたのであった。いわば架空預金の創造機構で

あったファクター制度も銀行制度も、その架空預金の創造機構によってたつた替の仕組みも通貨の仕組みも、世界市場＝世界金融市場における過剰生産や過剰輸入を助長しこそすれ、決して抑止したり、制御したりすることはできなかったのである。

労働力の商品化をもたらした世界「産業革命」は、一面ではイギリス・ランカシアの機械制綿工業が世界的な景気変動を主導しはじめる過程でもある⁶²⁾。このランカシアの機械制綿工業も、それ自体、原料の調達という点においても、製品の販路という点においても、世界市場＝世界金融市場に大きく依拠しながら展開するものであった。ファクター制度は、旧来より羊毛生産・毛織物産業や西インド諸島のプランテーションにおけるサトウキビ生産などを支え、いままた再編成されて、そうしたランカシアの機械制綿工業に受け継がれた。すなわち、それはまさに、イギリス・ランカシアの機械制綿工業を主導産業とする世界「産業革命」の時代の仕組みであったのである。

参考文献

- [1] [Armstrong, Clement], "A Treatise Concerning the Staple and the Commodities of this Realme," c. 1519-35 in Pauli, Reinhold, *Drei Volkswirtschaftliche Denkschriften aus der Zeit Heinrichs VIII. von England*, Göttingen : Dieterichschen Buchhandlung, 1878, pp. 15-43.
- [2] Bindoff, S. T., "Clement Armstrong and His Treatises of the Commonweal," *The Economic History Review*, Vol. 14, No. 1, 1944, pp. 64-73.
- [3] [Browne, John], *The Merchants Avizo. Verie Necessarie For Their Sons and Seruants, When They Firft send Them Beyond the Seas, as to Spaine and Portugale, or Other Countries*, London : John Norton, 1607.
- [4] Clapham, John, *The Bank of England : a History*, Cambridge [Eng.] : The University Press, 1944.

61) たとえば楊枝嗣朗 [42], 5ページにおける詳細な議論を参照。

62) 入江 [16], 43-44ページ, 参照。

- [5] **Davies**, Kenneth Gordon, "The Origins of the Commission System in the West India Trade," *Transactions of the Royal Historical Society*, Fifth Series, Volume 2, 1952, pp. 89-107.
- [6] **de Roover**, Raymond, "Early Accounting Problems of Foreign Exchange," *The Accounting Review*, Vol. XIX, No. 4, October, 1944, pp. 381-407.
- [7] _____, *Gresham on Foreign Exchange: an Essay on Early English Mercantilism with the Text of Sir Thomas Gresham's Memorandum for the Understanding of the Exchange*, Cambridge: Harvard University Press, 1949. — Note: Text of *Gresham's Memorandum*: pp. 291-309.
- [8] _____, *Money, Banking and Credit in Mediaeval Bruges: Italian Merchant-bankers Lombards and Money-changers: a Study in the Origins of Banking*, Cambridge [Mass.]: The Mediaeval Academy of America, 1948. — (*Mediaeval Academy of America Publication*; No. 51).
- [9] **Defoe**, Daniel, *The Complete English Tradesman*, New York: B. Franklin, [1970]. — (*Burt Franklin Research & Source Works Series*; 445). — Note: Repr. of 1889 ed.
- [10] **Forbes**, William, *A Methodical Treatise, Concerning Bills of Exchange. Wherein is an Account of the Rise and Progreſs of Exchange; The Nature and Kinds of it Explained; The Prevailing Cuſtom of Merchants. Illuſtrated and Confirm'd from Civil Law, The Authority of Lawyers and Writers, Ancient and Modern, Forein Statutes, and Sentences of Courts, Acts of Parliament, and Decisions of the Lords of Seſſion; And all Curious and Uſeful Caſes, Questions and Controverſie; Touching Bills Fairly ſtated and diſcuſs'd, According to the Analogy of the Scots Law*, Edinburgh: Heirs and Succeſſors of Andrew Anderſon, 1703.
- [11] **Gt. Brit. Parliament**, House of Commons, *Report from the Select Committee on the Law Relating to Merchants, Agents, or Factors; &c.* Ordered, by The House of Commons, to be Printed, 13 June 1823. *British Parliamentary Papers*, 1823 [452], Vol. IV.
- [12] **Gresham**, Thomas, "For the Understanding of the Exchange." [Ms. Codex, England, ca. 1576?]. — de Roover [7] にも *Gresham's Memorandum* として採録.
- [13] **Hoare**, Henry Peregrine Rennie, *Hoare's Bank: a Record, 1672-1955: the Story of a Private Bank*. — Revised ed., London: Collins, 1955. — Previous ed. 1932.
- [14] **Holdsworth**, William, *A History of English Law*, Vol. 8, London and Methuen: Sweet & Maxwell, [1973]. — Note: Repr. of 1925 ed.
- [15] [**Houghton**, John], *An Account of the Bank of Credit in the City of London*, London: Printed by John Gain, [1683?].
- [16] 入江節次郎『世界経済史の方法と展開——経済史の新しいパラダイム（1820-1914年）』藤原書店, 2002年.
- [17] 上村能弘「微利を禁ずる神の教えとファクター制度」『経済集志』第88巻第1号（2018年4月）, 71-91ページ.
- [18] *A Letter to a Friend, Concerning the Credit of the Nation: And with Relation to the Present Bank of England, As Now Establish'd Act of Parliament. Written by Member of the ſaid Corporation, for the Publick Good of the Kingdom*, London: E. Whitlock, 1697.
- [19] **Macleod**, Henry Dunning, *The Theory of Credit*, Roma: Edizioni Bizzarri, 1969. — (*Ristampe Anastatiche di Opere Antiche e Rare*; 98). — 3 vols. — Note: Repr. of 1890 ed.
- [20] **Malynes**, Gerard, *Consuetudo, vel Lex Mercatoria, or the Ancient Law-Merchant: Divided into Three Parts: According to the Eſſentiall Parts of Trafficke. Neceſſarie for All Statesmen, Iudges, Magiſtrates, Temporall and Civiile, Lawyers, Mint-Men, Merchants, Mariners, and All Others Negouating in All Places of the World*, London: Printed by Adam Islip, 1622.
- [21] **Marius**, John, *Advice Concerning Bills of Exchange: Wherein is ſet forth the Nature of Exchange of Monies, ſeverall Formes of Bills of Exchange in Different Languages, Manner of Proceeding in Proteſt, Countermand, Security, Letters of Credit, Affignments, and Generally the Whole Practicall Part*

- and Body of Exchanges Anatomized : With Two Exact Tables of New stile and Old stile*, The Second Edition, London, Printed by W. H. [ie. William Hunt], 1655.
- [22] *The Mystery of the New Fashioned Goldsmiths or Bankers. Their Rise, Growth, State, and Decay, Discovered in a Merchant's Letter to a Country Gent. Who Desired to Bind His Son Apprentice to a Goldsmith*, [London : s. n.], 1676.
- [23] [North, Dudley], *Discourses upon Trade; Principally Directed to the Cases of the Interest Coynage Clipping Increase of Money*, London, Printed for Tho. Baffet, 1691.
- [24] North, Roger. *The Lives of the Right Hon. Francis North, Baron Guilford, Lord Keeper of the Great Seal, Under King Charles II and King James II. The Hon. Sir Dudley North, Commissioner of the Customs, and Afterwards of the Treasury, to King Charles II and the Hon. And Rev. Dr. John North, Master of Trinity College, Cambridge and Clerk of the Closet to King Charles II*, New Editions, Vol. III, London : Henry Colburn, 1826.
- [25] Postan, M. M., "Credit in Medieval Trade," *The Economic History Review*, Vol. 1, No. 2, Jan., 1928, pp. 234-261.
- [26] _____, "Private Financial Instruments in Medieval England," *Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte*, Vol. 23, 1930, pp. 26-75.
- [27] Powell, Ellis T., *The Evolution of the Money Market, 1385-1915 : An Historical and Analytical Study of the Rise and Development of Finance as a Centralised, Co-ordinated Force*, London : Financial News, 1915.
- [28] Power, Eileen, *The Wool Trade in English Medieval History Being the Ford Lectures*, London : Oxford Univ. Press, 1941. — [邦訳] アイリーン・パウア著, 山村延昭訳『イギリス中世史における羊毛貿易』未来社, 1966年(社会科学ゼミナール35).
- [29] _____, "The Wool Trade in the Fifteenth Century," in Power, Eileen and M. M. Postan, eds., *Studies in English Trade in the Fifteenth Century*, London : Routledge & K. Paul, 1951, pp. 39-90.
- [30] Richards, R. D., *The Early History of Banking in England*, London : Cass, 1958. — Note : Repr. of 1929 ed.
- [31] [Shelton, S. W.], "The Goldsmith Banker," *The Three Banks Review*, No. 27, September 1955, pp. 42-52.
- [32] Sheridan, Richard B., *Sugar and Slavery : an Economic History of the British West Indies 1625-1775*, Baltimore (Md.) : John Hopkins University Press, [1974]. — Note : First published in 1974 by Caribbean University Press, Devon House, Rockley New Road, St. Lawrence 4, Barbados, in association with the Bowker Publishing Company, Epping, Essex, England.
- [33] Stuart Sutherland, L., "The Law Merchant in England in the Seventeenth and Eighteenth Centuries," *Transactions of the Royal Historical Society*, Fourth Series, Vol. XVII, 1934, p. 149-176.
- [34] 田中生夫『イギリス初期銀行史研究』日本評論社, 昭和41〔1966〕年.
- [35] Unwin, George, *Studies in Economic History : The Collected Papers of George Unwin*, Edited with an Introductory Memoir by R. H. Tawney, London : Published for the Royal Economic Society by MacMillan, 1927.
- [36] Usher, Abbott Payson, "The Origins of Banking : The Primitive Bank of Deposit, 1200-1600," *The Economic History Review*, Vol. 4, No. 4 (Apr., 1934), pp. 399-428.
- [37] Wadsworth, Alfred P., and Julia de Lacy Mann, *The Cotton Trade and Industrial Lancashire 1600-1760*, Manchester : Manchester University Press, 1931. — (*Publications of the University of Manchester*, No. 210).
- [38] Wee, Herman van der, *The Growth of the Antwerp Market and the European Economy : Fourteenth-sixteenth Centuries*, The Hague : Nijhoff, 1963. — 3 vols.
- [39] _____, "Monetary, Credit and Banking System," in *Cambridge Economic History of Europe*, Vol. V, Cambridge [Eng.] and New York : The University Press, 1977.
- [40] Westerfield, Ray Bert, *Middlemen in English Business Particularly between 1660 and 1760*, New

Haven : Yale University Press, 1915. — (*Transactions of the Connecticut Academy of Arts and Science*, Vol. 19, May 1915).

[41] Wilson, C. H., “The Economic Decline of the

Netherlands,” *The Economic History Review*, 1st Series, Vol. IX, No. 2, May 1939, pp. 111-127.

[42] 楊枝嗣朗『イギリス信用貨幣史研究』九州大学出版会, 1982年.